



令和8年度

「区民活動支援事業」募集のご案内

活動を始めたい、広げたいと
考えている団体を応援！！

伏見区では、区民の皆さんが、自分たちの地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしてい
くため、区内でまちづくり活動を実施される団体・グループに活動経費の一部を支援する
「伏見区区民活動支援事業」の募集を行います。

支援内容

■ チャレンジ・スタートアップ枠

上限10万円（必要事業経費の5分の4以内 ※2年度目は上限8万円）

新しく活動を始める団体を支援！



■ コラボ枠

上限30万円（必要事業経費の2分の1以内）

他の団体とコラボして伏見区内のまちづくり活動に取り組む団体を支援！

募集期間

★締切りの1週間前までに必ずご相談ください。

事前相談のない申請は、原則お受けできません。

相談にお越しの際は、電話で活動区域の
区役所・支所のまちづくり担当に訪問日時をお知らせください。

<チャレンジ・スタートアップ枠>

（第1期）令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

（第2期）令和8年6月1日(月)～7月31日(金)

<コラボ枠>

令和8年4月1日(水)～6月30日(火)

魅力あるまちづくりや住民の交流支援など、
地域課題解決につながる、広く市民に開かれた取組を支援します！



問合せ先

伏見区役所地域力推進室まちづくり担当（TEL075-366-9066）

深草支所地域力推進室まちづくり担当（TEL075-642-3203）

醍醐支所地域力推進室まちづくり担当（TEL075-571-6135）



1 支援対象となる事業

補助金交付決定日（※）から令和9年3月15日までに伏見区内で実施する事業で、地域課題解決につながり、広く区民に開かれた取組を対象にするものです。

※ チャレンジ・スタートアップ枠は各募集期末の翌月末頃、コラボ枠は7月下旬頃に交付事業を決定予定。交付決定日までに着手する場合は、事前着手届【提出書類④】の提出が必要です。

ただし、以下の事業等は支援対象になりません。

- 学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例の事業
- 伏見区外で実施する事業
- 政治・宗教・営利（活動）を目的とした事業
- 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者が実施する事業

また、本制度には2つの部門があります。いずれか一つを選択して応募してください。

① チャレンジ・スタートアップ枠

区内で実施する事業で、地域課題解決につながり、広く区民に開かれた取組の中で、特に新たにまちづくり活動を実施する団体・グループが実施する事業を対象にしています。そのため、過去に伏見区区民活動支援事業の補助金交付を受けたことのある事業・団体は対象外となります。

※ これまで補助を受けた事業・団体については、伏見区役所のホームページでご覧いただけます。（「伏見区 区民活動支援事業」で検索）

② コラボ枠

区内で実施する事業で、地域課題の解決に向けてこれから連携を広げたいと考えている団体・グループが実施する以下の要件に当てはまる事業を対象にしています。

【要件】

- ・学区・町内会などの日常圏域で行われる身近な活動で、広く場が開かれている。
- ・多様な主体（地域住民、NPO、各種団体、企業等）が連携・協働し合いながら取り組んでいる。
- ・参加者それぞれが自らの知識や経験、能力を活かしながら事業に関わっている。
- ・継続性があり自立した運営を目指している。
- ・過去に伏見区区民活動支援事業の補助金交付を受けたことがない（チャレンジ・スタートアップ枠採択団体、協働団体を除く）。

（チャレンジ・スタートアップ枠利用後に申請する場合のみ）

- ・チャレンジ・スタートアップ枠利用時から、事業内容に広がりがある。

☆想定事例☆

こちらの事例を参考に、事前相談にお越しくください。

1. 「〇〇団体」の場合（協働団体：☆☆学区自治連合会）

Aさんが会長を務める「〇〇団体」では、地域を盛り上げるため何度か小規模なマルシェを開催しているが、あまり参加者の広がりがない。

そこで、マルシェの開催で得た経験を活かしつつ、「☆☆学区」の自治連合会と協力して、もっと地元の人にも参加してもらえるような大規模なイベントを開催したい。

2. 「団体△△」の場合（協働団体：団体□□）

「団体△△」では、伏見区内の△△地域の子育て世帯を対象に、相談会や交流会を開催している。さらに対象の地域を広げて活動をしたいと思っていたところ、□□地域で子育て支援活動をしている「団体□□」と知り合った。

そこで、「団体□□」と力を合わせて、伏見区内全域を対象に子育て支援マップを作成したい。

3. 「☆☆自主防災会」の場合（協働団体：〇〇自主防災会）

「☆☆自主防災会」では、伏見区内の防災を目標に長年活動を続けてきたが、1つの学区のみによる取組では不足していると考えた。

そこで、近くの「〇〇自主防災会」と協力して、☆☆地域と〇〇地域共同で行う防災訓練を行いたい。

申請時には「協働団体」についても記入いただきます。

協働団体とよくご相談の上、申請ください。

2 支援対象となる団体

伏見区内で支援対象となるまちづくり活動を実施し、活動終了時まで責任をもって遂行できる団体・グループ（3名以上）。ただし、過去に伏見区区民活動支援事業の補助金交付を受けたことのある団体は対象外。（コラボ枠の協働団体を除く）

なお、同一団体への補助金の交付は、協働団体を含め2か年度が限度となり、2年度目は、補助率、補助金額が変更となる可能性があります。

※ 同一年度における申請は、申請枠に限らず一団体・一グループ当たり一事業に限ります。

※ 団体名称が異なっても、団体の代表者が同一人物又は構成員の2分の1以上が同一メンバーの場合は、同一団体と見做します。

【（参考）支援対象団体】

	これまでに伏見区民活動支援事業を採択されたことがない団体・グループ	令和7年度に伏見区民活動支援事業（チャレンジ・スタートアップ枠）に申請し、採択された団体・グループ	令和6年度以前に区民活動支援事業を申請し採択されたことがある団体・グループ
チャレンジ・スタートアップ枠	申請可能 ※同枠の利用は最大2年まで	申請可能 ※同枠における補助金は令和8年度のみ	<u>申請不可</u>
コラボ枠	申請可能 ※同枠の利用は最大2年まで（協働団体としての利用の場合も含む）	申請可能 ※同枠の利用は最大2年まで（協働団体としての利用の場合も含む）	<u>申請不可</u>
コラボ枠（協働団体）			協働団体として申請可能 ※同枠の利用は最大2年まで

【重要】チャレンジ・スタートアップ枠利用後にコラボ枠を申請する際、以下の点を踏まえて申請いただきますようお願いいたします。

○チャレンジ・スタートアップ枠利用時から、事業内容に広がりがあること

3 支援内容

(1) チャレンジ・スタートアップ枠

補助金交付額は、必要事業経費(※7-8Pに記載)の5分の4以内で上限は10万円です。補助金は、事業完了報告の確認後の交付となります。

なお、同一団体への補助金の交付は、2か年度が限度となり、2年度目は補助金額が上限8万円に変更されます。

※2年度目の交付を受ける場合も申請が必要です。

(2) コラボ枠

補助金交付額は、必要事業経費(※7-8Pに記載)の2分の1以内で上限は30万円です。補助金は、事業完了報告の確認後の交付となります。また、事業完了前に補助金交付額の2分の1を上限にお支払いすることも可能です。

なお、同一団体への補助金の交付は、2か年度が限度となり、2年度目は、補助率、補助金額が変更となる可能性があります。

※2年度目の交付を受ける場合も申請が必要です。

4 審査及び決定について

審査にあたっては、以下の審査基準により審査を行い、区長が支援事業を決定し、各申請団体に文書で交付又は不交付決定の通知をします。

なお、審査では関係団体・協働団体等に意見を聴取する場合があります。

【審査基準・審査のポイント】

重要 審査基準と審査のポイントを意識して申請書を作成しましょう。

基準① 事業計画は具体的で実現可能なものか

ポイント

- ・ 事業内容は具体的に設計されているか
- ・ スケジュールに無理がなく、計画どおりに実行可能か
- ・ 申請団体には計画を実現していく意欲や能力があるか

基準② 経費の積算は妥当なものか

ポイント

- ・ 事業実施に必要な不可欠かつ最小限度の経費が計上されているか
- ・ 経費の積算根拠は明確で、見積金額は高すぎることなく妥当か
- ・ 投入する経費額に対して得られる事業効果は十分か

基準③ 地域の課題解決に資する事業か

ポイント

- ・ 地域の課題を的確に把握できているか
- ・ 地域の課題解決に向けての効果は十分か
- ・ 地域住民の幅広い参加や共感が得られるか

基準④ 斬新で他のモデルとなる事業か

ポイント

- ・ 既存の事業と比較し、新しい提案や創意工夫がみられるか
- ・ 個性的であり、先進性があるものか
- ・ 話題性があり、他への波及効果が見込まれるものか

基準⑤ 今後、自立・継続していく見込みのある事業か

ポイント

- ・ 将来的な自立に向け、自己資金が確保できる見込みがあるか
- ・ 地域に根ざした活動として、今後も継続していくことが考慮されているか
- ・ 持続的に地域に有益な効果をもたらす見込みがあるか

コラボ枠のみ

加点項目 申請団体と協働団体による深い協働が見込める事業か

- ・ 協働団体のノウハウやサポートが生かされた事業計画か
- ・ 事業に関わる全ての団体に有益な効果をもたらす見込みがあるか

次の伏見区100年を見据えた持続可能なまちづくりの推進に資する活動を皆様からお待ちしています！

5 応募方法

応募にあたっては、事前に区役所・支所のまちづくり担当への相談（原則対面）が必須です。締切りの1週間前までに、事業実施予定地域の問合せ先（表紙記載）にご連絡ください。

事前相談後、申請書等に必要事項をご記入いただき、活動区域の区役所・支所のまちづくり担当の窓口に各期末日の17時までに提出（土日祝日を除く）してください。

【提出書類】

- ① 交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 事前着手届 ← ④は該当する場合のみ
 - ⑤ 団体等の規約
 - ⑥ 団体等の役員名簿
 - ⑦ 団体の概要やパンフレット等：必要に応じて提出
- ※A4白黒コピーで対応可能で10ページ以内のものに限る（冊子類は不可）

様式①～④は、以下の伏見区ホームページからダウンロードをお願いします。

また、記入例も掲載しています。



<https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000351520.html>

6 事業終了後の手続き

事業終了後、速やかに所定の報告書を提出してください。

採択事業に関する申請書、収支報告書など関連書類は、事業が完了した翌年から5年間保存し、区長から閲覧を求められた際には、これに応じていただきます。

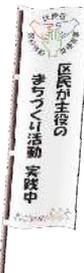
7 その他

- 事業紹介やイベント告知等は、区庁舎でのチラシ類の配架や、区広報媒体の活用により支援します。また、必要に応じて、取材や記事・写真の提供等のほか、報告会等に参加いただく場合があります。
- 本支援事業を広く周知し、活動の輪を広げるため、採択事業の印刷物等には、**ロゴマーク（下図①）**又は「この事業は伏見区区民活動支援事業の補助を受けています」の文言を必ず掲載してください。
- イベント等を実施する際には、貸与するのぼり（下図②）を掲出してください。

図①



図②



【重要】必要事業経費について

- ・申請事業に直接要する経費が対象で、申請団体の運営経費は一切対象外です。
- ・申請団体構成員や、構成員が属する団体等への支出は禁止します。
- ・ポイントや金券による支払分は対象外です。
- ・交付決定日（事前着手届を提出した場合は、着手年月日）以降、令和9年3月15日までの支出が対象です。
- ・領収書（日付、宛名、領収した人、品物名（但書き）記載）が必要です。
- ・補助の対象か判断が難しいものについては、事前にお問い合わせください。

経費の種類	対象とする経費	対象としない経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・司会者、講師等に対する謝礼（1名当たり上限1時間1万円かつ1日5万円） ・司会者、講師等の交通費の実費 ・講演会等での手話通訳者、要約筆者への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の構成員等に対する謝金 ・行政機関の職員等に対する謝金
会場等使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の会場となる施設の使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常貸出を行っていない施設の使用料（民家等）
会場等整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・音響、照明等の設備費 ・舞台、装飾等の設営費 ・会場の光熱水費（事業実施期間中に限って発生したものであることが分かるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売等、主に営利を目的とする施設の整備費（模擬店のテント代等）
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために必要となった送料（DM等の発送に係る経費等、料金別納等を利用し、発送の都度支出すること） ・会場への物品の搬入、搬出に係る費用（レンタカー代、ガソリン代等） ・銀行の振込手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要なはがき・切手等 ・事業以外又は用途が定かでないガソリン代や、レンタカー代等 ・申請団体構成員等の自己研さんや技術取得のための交通費等
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業告知ポスター、チラシ、リーフレット等の印刷費（デザイン料を含む） ・事業に関する会議等資料の印刷費 ・用紙、コピー・プリンターのトナー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体構成員等へのデザイン料 ・事業に関係のない会議資料の印刷費 ・コピー機・プリンター本体代
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の広報に係る経費 ・関連ホームページ作成経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体構成員等へのホームページ作成謝礼
物品購入費 (単価3万円未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に必要な資材及び物品等 ・啓発目的で広く配布する簡素な物品 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人給付に類するもの（抽選会の景品・参加賞等）

経費の種類	対象とする経費	対象としない経費
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師用や会議用のお茶・水代 ・ イベント等に必要となる材料費 (調理を伴う事業等、特に必要と認められる場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食物・菓子・アルコール類 ・ 飲食を伴うレセプションや、打ち上げ経費等 ・ 講師等への手土産の類
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート等の調査委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請団体の構成員等への委託費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のために必要となった申請団体の構成員及び運営スタッフの旅費 (合理的かつ経済的な交通経路の実費) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の旅費 ・ 乗換回数が極端に多いなど、合理的かつ経済的でない旅費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に係る保険料 (ボランティア保険等) 	

